

議事日程(第4号)

令和2年9月17日 午前9時05分開議

- 日程第1 議案第59号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第60号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第61号 吉賀町空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第63号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第64号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第65号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第66号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第67号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第68号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第69号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第70号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第71号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第72号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 発議第6号 新型コロナウイルス感染症による医療・介護・障がい者福祉機関等を経営破綻させない対策を求める意見書(案)
- 日程第16 陳情第3号 「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書
- 日程第17 陳情第4号 「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出することを求める陳情
- 日程第18 請願第3号の取り下げについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第59号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第60号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第61号 吉賀町空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第63号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第64号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第65号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第66号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第67号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第68号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第69号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第70号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第71号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第72号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 発議第6号 新型コロナウイルス感染症による医療・介護・障がい者福祉機関等を経営破綻させない対策を求める意見書（案）
- 日程第16 陳情第3号 「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書
- 日程第17 陳情第4号 「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出することを求める陳情
- 日程第18 請願第3号の取り下げについて

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 松蔭 茂君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 藤升 正夫君 |
| 12番 安永 友行君 | |

欠席議員（1人）

8番 大庭 澄人君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

午前9時05分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、8番、大庭議員については、体調不良により欠席届が提出されておりますので、報告をしておきます。

日程第1. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第59号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第59号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2. 議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第60号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この指定管理料に占める主な経費が分かりましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

主な経費といたしましては、人件費、それから光熱水費などの需用費、それから通信運搬や損害保険料などの役務費、それから清掃だとか、維持管理に係る委託料、そういったところが主な経費に当たります。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） その中で、一番多い費用は分かりますか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 一番経費に占める割合の多い経費としては、人件費となっております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 利用推進するために、今の団体からの提案で、特に特徴的なものがあれば紹介願います。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。先日提案の説明をお伺いいたしました。御存じのように、今年の春口からコロナウイルスの関係で、なかなかその営業活動も厳しいようにあるようですけど、いろんな各方面に営業活動をしております。高校生のそういった練習試合であった

りだとか、あとは、なでしこチームであったりだとか、県内外に問わずに営業活動されていて、利用者に関しては九州方面から関西方面までの広範囲な団体が利用されています。

しかしながら、今年の3月以降のところでは、そういった関西方面だとか、そういったところの利用の自粛だとか、そういったところがあって、今後の営業活動、大変厳しいものがあると思いますけど、いろいろな活動を行っておられるように伺っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） この指定管理料というのは分かるんですけど、1団体しかなかったということであれですが、大体使用料というか、使われた方が支払いますよね。年間どのぐらい収入といたしますか、合計でありますか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 令和元年度の施設の使用料収入ですが、実績として約230万円となっております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） この参考資料にも入っているんですが、照明設備を新設して2年間たったわけですが、それを踏まえて今回の指定料算出となっていると思うんですが、電気料のほうはどんな感じで、今の質問にありました使用料と電気代等はどんな関係にありますか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えいたします。

照明の電気代のみの数字というのは持ち合わせていないんですが、光熱水費として約135万円です。使用料、収入のほうは約17万円となっております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この真田グラウンドの運営と地元の方々の関係といたしますか、ここを利用して、地元の方々が何か利用することによって利益を被っているのかどうかということをお聞きします。そういうことが全然ないんだったら、それでよろしいです。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 直接的というわけじゃないですけど、間接的のところといいますと、先ほど言いましたように、遠方からの利用がございます。あそこに研修センター、研修棟がありますけど、ここだけでは宿泊等々が賄えないというところで、町内の宿泊施設の利用が随分あるように聞いております。

それから、来られましたら食事も取られるようでございます。そういったところで、昼食のお弁当であったりだとか、そういったところでの町内のそういった商店さんの活用だとか、そういった部分の町内に対する、どう言ったらいいんですか、利益といたしますか、そういったところが

あるようにお伺いしております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の説明は町内全体のことだと思いますけど、私が地元と言うたのは、真田地区のことを言ったんですけど、そことの関係はないわけですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 全町的なものは、先ほど次長がお答えしたとおりでございますが、そもそもこの真田グラウンドと、それから交流センターは決して、人工芝を張りましたけど、ナイター照明もやりましたが、サッカーに限定したものではないということは御案内のとおりです。

ですから、昨年と今年度を比べると、なかなかコロナの関係で、思うに任せないような事業内容だろうと思います。これはほかの施設も同じでございますが、そうした中にあってもサッカー以外で、グラウンドゴルフであったり、老人クラブ連合会の方とあそこで世代間交流をしたいということで、私も数回出向いて、その様子も拝見をさせていただきまして、本当に小さい子どもさんから、それから若い子育て世代のお父さん、お母さん、そしておじいちゃん、おばあちゃん、さらにはそのもう一つ世代上ぐらいまでの方が、あそこへ本当に数百人集っているような姿もお見受けをする状況でございます。

町内全体の波及は、先ほど次長が言ったとおりでございますが、地元の自治会の関係、これは人工芝を張って早々から、御案内のとおり、地域ゆるキャラの「ごんごんじい」ができましたけど、これもいろいろな財源を、あのときは宝くじの助成事業だったと思いますが、それを活用して、地元の方が地域ゆるキャラの「ごんごんじい」の作成をされて、それをまずは真田グラウンドのほうでPRもかねて地域の活性化をするということで、これが非常に功を奏しまして、その「ごんごんじい」自体も今は本当に引っ張りだこでございますが、そうしたこともありますし、それから遠来の、先ほど言いましたように、チームがおいでになられると、その食事の関係とか接待の関係がなかなか近くに店舗がないということで、非常に御不便をしておられるという状況でございます。

そうした中で、地元の方の自治会の方が中心になって炊き出しをしたり、そうした提供もしていただいています。当然お近くの店舗の方も協力していただいているようでございますが、非常に地元の自治会の方が精力的にあの施設を活用していただけて盛り上げていただくと同時に、自治会自体も非常に元気になっているというふうにはお伺いをしています。

どうもその延長線上で、あそこが今、圃場整備も進んでおりますが、担い手の方が中心になって、地域活動の中で、さらにそうした農業基盤の整備であるとか、非常に広範にわたって元気が出てきたというお伺いをしておりますので、非常に相乗効果があって、効果は上がっているというように私は気を留めているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第60号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第61号吉賀町空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 実は今年ありましたが、台風9号によりまして空家のトタンが家の前の柿の木に突き刺さったというような事例も最近でもありますが、この協議会が設置される前でも、そういうところに対しての手だてというのは町として取り組むことができるか、このことについて聞きます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

確たる根拠というものについては、町独自では持ち合わせておりません。実態といたしましては、一般的な住民の皆様からの相談事に対応するというような形でこれまで対処しておるということですが、1点、これまでも説明をさせていただいていますけれども、この空家等対策の推進に関する特別措置法と、法律という背景がございます。

この中に自治体の務めという部分もありますので、その法律があるという直接的な根拠になるかどうかはちょっとありますけれども、そうしたところでこれまで、今、議員さんがおっしゃられ

たような事案というか、対処をしてきたという、こういう実態がございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この特別措置法ができて、その後、町内でも、先般からも説明がありましたが、空家等の状況について調査もし、電算の中にも組み込んで管理をするということまで来ているわけですけれども、今から3年ぐらい前ですけども、既にこの協議会を設置しなければならないということが分かっていたにもかかわらずというか、担当者がそのように言っていたんですが、ようやく今回こういう形で出されたんですが、今までここまでに至らなかった、いわゆる役場の中での作業の工程として至らなかったのほどのような理由があったのか聞きます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今もなお、この空家等対策協議会の設置というのは努力規定であるということではありますが、実際にこうした議会の場でもそうしたものの設置、あるいは具体的な空家対策を求められた意見がございました。これまで時間がかかったという部分については、役場の内部の体制と申しますか、そうしたもので整理がつかなかったというようなところでありますけれども、実際にはよくおっしゃられる話ですけれども、スピード感が足りなかったというようなところでの反省はしておるところでございます。

そうした意味で、いささか法律の施行、それから他の自治体の状況、そうしたものがある意味先行した形で、後追いで町が対応するというふうな状況ではありますけれども、これからこうした協議会を中心に物事を進めていきたいというふうに考えているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この空家等対策の推進に関する特別措置法の中には、県からの支援についてもうたわれております。県のほうの体制として、逐次こちらからの問合せについて対応できる状況で、実際にそれをやるのは県のどこの部署がそういうことに対応してくれるのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変申し訳ありません。ちょっと県の窓口というところについては、ちょっと手元にないんですけれども、県の土木部の中で対応していただくということになるかと思えます。

それから、実際に県と、それから市町村、自治体との関係ですけれども、これまでのところではいきますと、例えば県下で行われている、先行している自治体の例を県内の自治体で、いわゆる研修会というような形で情報を共有して、それぞれに参考としてくださいというようなところで、県のほうが音頭を取ってやっていただくというようなこともあります。

それから、その前段として、県下の動きについて、そんなに頻繁ではないですけども、年に数回程度、協議会の設置状況、計画の制定状況、それから具体的に動きについて連絡というか、周知をしていただくというような、こういう状況が今ございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） この空家につきましては、以前から地区内に誰も住んでいない家があると、そして非常に老朽化して危険なので、その地区の人から何とか解体なり、そういうことが町にできないだろうかという要望が出ていると思います。

しかしながら、町としましては、持ち主がおる以上は、町が独自にできないという、それが今の空家に関する一番の問題だと思うんですが、この協議会で、例えば持ち主が、本人がおればなんですけど、親族なりが町外、県外に住んでおられた場合、どこまでこの協議会がこの空家について解体なり、あるいは補強なり、そういうことを協議会としては、どういうことをその持ち主に指導というか、是正をしてもらいたいということができるのか、そういうことも協議会としてはできるのかどうか、ここが一番問題と思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

協議会が行う業務といいますか、そうした部分の範囲のお話かなというふうに思います。それで、この部分についてはどうもまだ、よくよく研究していない部分もありますけれども、自治体によってまちまちのようです。あくまでも協議会は計画をつくり、そしてその計画の内容について審議していただく、実際の執行といいますか、業務に関してはそれぞれの自治体の担当部署が行っているというようなスタイルを取っている自治体もあります。

その業務そのものについて、幾らかその都度都度で協議会の意見を聞くというか、そういうふうな進め方、つまり協議会が幾らか業務の中に意見を反映させてくるというか、参考とさせていただくというふうな言い方がいいんだろうと思います。こういうふうなやり方を取っている自治体もあるやに聞いております。

この辺については、またこれは今後協議会の中での議論を踏まえて、この町としてどういうふうな形がいいのかというのを定めていかないといけないというふうに思っておりますし、さらに申し上げますと、空き家一件一件の状況、背景、そうしたものは個別に違いますので、その状況に合った形で、やり方というのは幾らか柔軟に考えていかないのかなというふうに事務方としては今考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それぞれ自治体によって違うということなんですが、この協議会

には強制力も何もないということで、ただ町内の空き家を調べて、どういう状況かというのを調べて、そしてそれだけといいたいでしょうか、簡単に言えばそういうふうな協議会ということになるんでしょうか。

やっぱり一番の肝心なことは、空家を、危険家屋をどうするかということが僕は一番大事だと思うんですが、今のこの協議会の設置の部分につきましては、ただ町内の空き家を調べて、そしてそれをどうするか、ただそれだけの協議会ということなんでしょうか、強制力も何もないということなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 協議会の権限というところについては、少しこちらはまだ勉強不足のところがありますので、ちょっとお答えが難しいんですけども、手順といたしましては、空家といいたしても、その空家の中から法律上、特定空家というふうな表現を使っていますけど、今おっしゃられるような、本当に危険な家屋ということになろうかと思えます。

その認定に際しては、自治体独自というか、我々だけでというよりも、まずは特定空家にするための条件について協議会で、前段で協議をしていただき、実際にこれは特定空家というふうな認定に入るときに協議会の意見をまたさらに聞くのか聞かないのかというのは、まだ決めかねていますが、一定協議会の御意見を反映させるというふうな意味では、ある意味その権限といえば権限なんでしょうけど、そういうふうな流れになるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 特措法に基づいてこういう仕組みをつくる、協議会をつくるということですが、何も空家がどうのこうの調査するだけで13名も設けて、日当を払ってまでしなくても、地域の住民でもできる範疇であろうというふうに思いますし、それとこの調査は、やはり主体性を持って今後の活用を町としたらどうするのかとか、例えば特定な危険な家屋につきましては、当然そうは言いたしても納税義務者もおられるわけですけども、行政代執行というようなことも起きてくるだろうと思いますし、それと最近変わったのかどうか、税法は勉強していませんが、都会地でも、ここでも、どこでも一緒なんですけど、解体して更地にした場合、土地の税金が上がるというふうなことが新聞紙上によく出ておりましたが。

ですから、家屋を解く解体費もかかる、土地代は上がるから解かないというようなのが全国的に多いというふうなこともありましたけど、町が主体性を持って今後それをどういうふうに進めて跡地利用といいたしますか、活用していくかという姿勢が一つと税法上がどうなっているのかということと、この会をつくるだけじゃ、私はあまり意味がないような気がするんですけども、その辺

のしっかりした考えをお聞きしたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 3点御質問があったらと思います。

最初の活用の件ということです。これまで既に先行している例等を参考というか、そうしたものを見させていただいているところもありますけれども、実際に今、議員さんがおっしゃられたのは、家屋を解体した後の跡地の活用というようなところ、これを町としてというところを最初にお答えをいたしますけれども、前提として、これはあくまでも私有財産でございますので、それをするにしても、その所有者が、いわゆる所有権というんですか、そうしたものを放棄するか、そうしたものが前段として必要となつてまいります。町として空き家を解体して、更地にして、そしてその土地を。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）はい。（「私の質問は違いますよ」「分かっている」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、すみません、税制についてということですね。（「うん」と呼ぶ者あり）はい。家屋が建っていない、いわゆる土地が更地というようになりますと、いわゆる6分の1の減免のあの措置がなくなるという、こういう取扱いになろうかというふうに思います。

それから、2つ目、協議会をつくって云々という御質問があったかと思いますが、今の状況、これまで時間が大分かかって大変申し訳ないといひますか、反省しているというのは、先ほど申し上げましたが、町として空き家に関してどういう対策をするのかというところで、今、何ら確たるものを持ち合わせていないということです。こういう状況でございます。

したがって、法律にも規定されている、そうした対策計画をまずつくって、そして実際に空き家対策、具体を取っていくという、こういうふうに進めていきたいというふうなことで、今、条例のほうを提案申し上げているというところで御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は、今、説明がちょっと逆なんじゃないかなというふうな感がありますけれども、それは執行部の考え方でしょうが、私が解体後の有効利用というのは、土地をどうのこうのちゅうことじゃないんですよ。それは税法上、今現在も解体しなくても、ややリフォームでもすればできるというようなので、持ち主さんが将来的にも現在も帰ってこないし、使わないというようなことは、仲買といえはおかしいんですが、なつて、住宅の不足の部分もありますので、そういう方にあつせんするとかというようなことまできちつとするのかという再利用と有効利用と、活用ということを使ったわけなんです、そうしないと、それはずんずんずん長いことやつとると、例えば七日市のまちで言いますと、棟というんですか、あれが崩れて落ちてしまつて、病害虫の巣になつとると、草はぼうぼう、あげくの果てには木が立つとるとい

ような現実があるわけですよ。

そうすると、所有者、持ち主の方にきちっと連絡を取って、今後どうするのかというふうなところまでこぎ着けないと、一掃できないし、事が進んでいかないと思うんですよね。そこまで踏み込んだ協議会であるのか、それを行政と一緒にやって、そういう前向きにやるのかというところが一番重要なことじゃないかなと思うんですけども、その辺どうですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほど協議会の所掌する部分、協議会が行う業務の部分については、これからどの程度といいますか、協議会が関与するのかというところは、これからの話になろうかというふうに思います。

それで、当然空き家に関してこちらから、今も幾らか時折、住民の皆さんから相談があったときには、その所有者さんのほうに連絡させていただいて、すぐに空き家をどうこうというふうなことはなかなか言いにくい部分がありますけれども、まずは対処をお願いするようなことですね。これは、もう既に行っているというところでもあります。

基本的には、所有者さんがお決めになることですので、それに向けて何とか、近隣の方からも幾らかお声が届いているというような話もさせていただきながら、その空き家の管理について、いい方向に持って行っていただけないでしょうかという、こんな話は行っておるというところがあります。

実際にこの協議会ができて、そして空き家計画ができて、それなりに具体的方策といいますか、対策が出来上がったとしても、最初の所有者さんへのアプローチの内容については、恐らく今とそんなには変わりはないんだろうと思います。あくまでも、所有者さんをお願いというところから入らざるを得ないということなのかなというところはあろうかなと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ただいまの総務課長の回答ですが、この設置条例を先般の全員協議会の席上で説明を聞きましたときに、この設置条例をつくったら行政代執行ができるのかと私は質問したと思います。

その質問に対して、総務課長は、所掌事務第2条の第2項により、行政代執行ができると回答されておるんですが、それとちょっと今説明されたこととは違うような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 計画の中にそうした内容を盛り込むということになりますので、そこに至るまでの過程も含めて、町として行うことができるということにはなっています。

ただ、先日の全員協議会で私が申し上げたのは、計画ができた、そしてその中に行政代執行が行うことができるというふうに明記された、それをもって直ちに行政代執行を行うということには、現実的にはなっていないということを申し上げました。

県内でも、数は少ないんですけども、事例がございます。こうしたところの話を聞きますと、その空き家の対応といたしては、年単位といたしますか、1年から2年、3年かかって、結果としてそういう手だてに至るといふような、こういう時間がかかりますといふようなことを参考として我々聞いておるので、そのことを申し上げさせていただきました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 行政代執行については、はっきり言って行政代執行法によって、県知事が実際にはするということになると思います。

それで、代執行は県知事が町長なりに指定して、そういうことを委任して代執行を進めていくという流れになると思いますが、先般全員協議会の回答では、この条例ができれば、それでできるという回答をいただいたので、私はそれ以上質問しないし、ああ、そういうことができるんだなと思っておりましたが、今の回答ですと、きちんとこれからそういうことはやっていきますということになると思います。

それじゃ、この設置条例をつくったってしゃあないと思うんです。実際の空家の、今さっき後ろの議員が言われましたが、今急いどる空家もたくさんあるんです。それを今からやっちらこっちらやったって、どうしようもない。町民はそういうことを早くしてくれと望んどるわけですから、それがこの設置条例できたらできるんだと私は理解しておりましたが、それができていないと、これからやるんだという、そんな生ぬるい条例をつくるんであったら、もうちょっときちんとした条例をつくるべきじゃないかなという意見を私は申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 答弁要る。（「要りません」と呼ぶ者あり）

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この条例は、特措法に基づく条例だと理解しておりますが、一番の目的は、やはり危険の除去、特措法の目的は。それはそれで、この設置条例でいいんですけど、私が言いたいのは、この間の一般質問でもやりましたけど、せっかくああやって空き家が今、全国で800万戸とか、900万戸に近づいていると言われてはいますが、これからは必ずん増えるわけですよ。そこで、町としたら人口を増やしたいという願いもあります。

そこで、この条例をつくと同時に、今、手当てをしたら行政代執行しなくても済むような住宅も多分にあるわけですので、もう少しこの条例をつくる目的というのを町として空き家を活用して、それは私有財産ですので、大変な煩雑な作業は要ると思うんですけど、それにしても、こ

れから人口減少、高齢化が進む中で、これを活用しない手はないわけですよ。

だから、この条例を設置すると同時に、空き家の活用をどうするのかという町のしっかりした理念を示すべきだと思いますけど、これと同時に、例えば空き家の活用の委員会なり何かなりをつくって、同時並行でやるというような考えはお持ちじゃないですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般全員協議会で御説明をさせていただいたのが、まだまだしっかり御理解をいただいているやに受けるわけでございますが、今回設置条例の制定のお願いをさせていただいておりますのは、先般の全員協議会の資料にもありますように、これは特措法に基づいて協議会をつくって、さらにその協議会をもって、ちょっと時間がかかりますけど、計画を越年で策定をさせていただきたいと、こういうものでございます。

全協の資料をお持ちだと思いますので、そちらのほうでもう一回確認をしていただいたらよろしいかと思うんですが、その24ページにありますように、特措法に基づいて計画をつくるということでございまして、中ほどにありますように、市町村は、国の基本指針に即した空家等対策計画を策定し、それからそのためには協議会を設置するんだということがまず法の規定にございます。その後のことが幾らか触れてあるわけございまして、先ほど10番議員が言われた、その空き家の活用のための対策も実施していくというのが設置目的の中にもあります。

ただ、これはあくまで民間ベースの空き家のことを想定していますから、公共施設ということとは、また事は違うと思います。

ですから、公共施設のことと言うと、先般の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、例の個別の計画を今から今年度末までつくるということになりますから、そちらのほうで整理をさせていただくということでございます。

それから、代執行とかのお話もございました。これは24ページにありますように、特定空家等に対する措置ということで、そうした物件に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化した行政代執行の方法による強制執行が可能ということで、これも法律で規定がされているわけでございます。

ですから、今回のこの協議会の中で、まだ協議会、まずつくるとというのが大前提で、そこで計画を策定していくわけでございますが、その計画、あるいは設置条例にあります第2条の第1号のところのそれにそぐう実施であるとか、目的達成のための必要な事項という、この中で、今申し上げました指導、勧告、命令、それから行政代執行の部分がどうした形で本当に実施をされるものかということ、これは関係者の方の御意見をお伺いしながら対応させていただくということではないかというふうに思っています。

とりわけ民間での空き家というのは本当に大変な状況で、あまり時間の余裕がない、猶予がな

いというのは我々も重々承知しております。その時々で発生した案件につきましては、今、総務課であったり、関係する部署のほうで対策等を講じております。

ですから、管理をされる所有者の方が特定をされれば、事前に御連絡をさせていただいたり、文書を差し上げて、ロープを張っていただいたり、そうした物件も確かにあるわけでございまして、決して今この協議会がないから、計画がないから、それを全て後去りにしておくというような状況ではございません。

必要な対策が出てくれば、その都度対応しているということは申し上げておきたいと思います。個々具体の計画の内容、それから実施の方法、とりわけ、先ほど申し上げました特定空家等に対する措置の方法等につきましては、この協議会なり、計画の中で策定をさせていただきたいと思います。

それから、民間の空き家のほうのいわゆる活用の部分が、10番議員のほうからございましたが、これは空き家バンク等の創設もさせていただいていまして、かなり多くの物件を登録していただいておりますが、その中でも、なかなか活用していただけない難しいような物件もあるのかと思います。

そもそも空き家バンクへの登録の条件として、幾らかこのガイドラインをつくっていくというのも必要、仮にあればそれをまだまだハードルを高くしていくとか、そこをまず対策を講じていかなければならないのかなというような気持ちは持っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 御答弁に対して反論するつもりはございませんけど、先ほど公共施設の云々が出ましたけど、私は、公共施設の空家の質問をしとるわけじゃございませんで、民間の住宅の家屋の質問をしたわけですので、そのところは御理解をいただきたいと思います。

それと、私が言いたいのは、行政のスピード感ということを考えると、今から空き家を調査して活用をどうするかというような、今の全員協議会の資料にあるから見いということでしたけど、それは十分承知していますよ。

ただ、そうやってやるのでは、年々空家は人が住まんと、腐っていくわけですよ。そんで、結局雨漏りがして、取り壊さんといけんようになると、そうじゃなくて、きちっとした計画を持って調査して、民間の住宅は、これは使える住宅だと、もしした場合は、それを家主さんとしっかり協議しながら、町としての姿勢を説明して、活用する方法を考えるべきじゃないかというのを言うとするわけでありまして、この条例と直接関係があるかといえば、ないかも分かりませんが、町の姿勢を聞いとるわけです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この特措法自体のづくりが民間の住宅、要するに老朽化したものを行政

がいかようにしていこうかということではなくて、これはあくまで民間の住宅等が非常に危険な状態にさらされて、それが住民の皆さんの安全、安心を担保するには、非常に支障があると、そこをどういうふうにして除去していこうかという法のつくりでございますので、確かに住民の方からそうした跡利用のことを、活用の御助言を求められれば、当然そこは行政としてできる限りの対応をさせていただこうと思っておりますけど、そもそもこの特措法のつくり自体がそうした趣旨ではないかというふうに我々は想定をして、認識をして、今、事務を進めておりますので、行政としての、今、10番議員の御提案のあったような内容については、その対応の仕方には一定の限界があるのかなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、町長が先般の全員協議会の説明資料のほうのことと云われましたので、その25ページの空家等対策計画に関する事項ということで、9点示されております。

その中に、今、空家と言っていますが、空家になる前、今住んでいる人に対して長期の空家にならないための対策についてのPR、そういうようなこともこの協議会の中で幾らか検討をされていくことになるのか、対象にはならないのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 前提として、このおおもとの特別措置法が空家等というものを対象にするということなので、現にそこに人が住んでいる、あるいは使用しているというのは、前提としては外れるのかなというふうな気はいたしております。

しかしながら、恐らく協議会でのこれからの議論にはなりますけれども、その空家を生み出さないための方策といえますか、そうしたことについては幾らか触れられてくるんだろうというふうには思っておりますし、実際にこの計画につきましては、全員協議会の資料にも書いた部分はありますけれども、ちょっと現時点でどのタイミングかまだはっきり決めかねていますが、住民の皆さんへの公表というふうなことも考えております。

したがって、実際に届くのは、家を使っておられる方がその情報を手に入れて、今、町が空家について協議をしていますというふうな情報を受け取ったときに、幾らかでも住んでおられる方にそのことを直接的に言うのがどうなのかというのはありますけれども、そういったところで住民の皆さんへのいわゆる啓発といえますか、そうした情報提供、そうしたことにはなってくるのかなというふうには思っております。

御質問については、前段お答えした部分で回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この第8条に、「庶務は、総務課において」とありますが、空き家バンクは企画課が担当だったんじゃないかなと思いますが、この町内の空き家について企画課と総務課、両方がやると、それぞれあると思いますが、そうなったときに、先ほど言われたような空き家をどうするのかということについて、それぞれ総務課と企画課できちんと情報共有ができて、意思疎通というんですか、コミュニケーションが取れて、きちんとした空き家対策が取れるということになるんでしょうか、その辺りについてどのようにお考えですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 総務課と企画課との情報共有ということでございます。

この点につきましては、もう既に企画課とは、いわゆる共同作業のような形で、実際には進めておるところがあります。内容で申し上げますと、企画課に今、移住の関連で相談員さんを配置しております。この方を中心に空き家情報バンクという、この制度を運用しているというところがあります。この流れで、町内の空き家の調査については、企画課のほうで、まずその辺のことを行っているという状況もあります。

そして、その成果を総務課のほうにいただいて共有していくというのは、もう既に進めている部分でもありますので、今後、この空き家対策について協議を進める上では、引き続き関係課、企画課だけではなくて、先ほど税の話もありましたけれども、関係課と連携しながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第61号吉賀町空き家等対策協議会設置条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 議案第62号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第62号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第62号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第63号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第63号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第63号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第64号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第64号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第65号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第7、議案第65号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第7、議案第65号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第66号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 7ページの歳出ですが、業務運営関係委託料ということで40万円の減額になっております。先日の説明で、人間ドックの90人の予定が70名であったということですが、予定より20名減員というのは、どういうふうな要因があったのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

ここ数年、人間ドックを希望される方は、結構90人ぐらい毎年おられるというようなところから、今年、令和2年度についても、そういったところを踏まえた形で当初予算のほう、編成をしておったところでございます。

今回、国保分について20名減少したというようなところについては、やはり募集期間の部分のところ、コロナ感染の緊急事態宣言等々が出された部分の影響があつて、そういった、実際、ドックを受ける場合において十分な感染防止対策が取られるのかどうか——受ける側といたしましては、当然その辺には対処はしているというふうに思っておりますけれども、そういった部分で不安を抱えられた住民の方々が多く、今年は控えようかというようなところがあったのではないかなという形で、担当課としては考えておるところでございます。

実際に実施をされる医療機関においては、院内感染等々が起こることはないように万全の体制は取っていただいていると思いますが、受けられる受診者の方に、そういったところのお考えが

あったのではないかなというようなところを担当課としては考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第66号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第67号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第67号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第68号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第10、議案第68号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第69号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第69号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第12. 議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第70号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第70号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第71号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第71号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第72号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第14、議案第72号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 32ページの大雨による用水路、林道、町道、河川の災害復旧とありますが、今回、これだけ出たのは初めてじゃないかと思うんですけど、この災害について、道路も含めてですけど、これはいつ頃の災害についての予算ですか。今年度ですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この災害復旧の経費でございますけれども、7月に発生をしました梅雨前線豪雨、これは7月の12日から14日にかけて大きな雨が降りましたけれども、ここで大体被災を受けたと申しましようか、そういった状況が発生をいたしましたのが、この日でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 7月ということなんですけど、何年か前から、私らもいろいろ町民からの要望とかいろいろあるんですけど、なかなか工事は進展しない。そういったところも、実際は、課長も把握しているところもあると思うんですけど、やはりそういった何年か前のやつが、今回の大雨によって災害に遭った、そういう見方が正解な見方じゃないかと思うんですけど。

この7月ということなんですけど、結局は、こうやって一気に全部で五十何か所出ていますけど、今までの、例えば、二、三年前に、山が崩れたとか用水路が壊れたとか、そういったことが原因、結局は、そういった何年か前の災害によったものが、そのまま放置していて、今回に至ったという考え方もできると思うんですけど。

今回の大雨でという話もありますけど、2年ぐらい前に豪雨とかもいろいろありましたけど、町内、結構直すところがいっぱいあると思うんですけど、結局、今回、これだけのものが出るということは、以前からもそういう修繕箇所がかなりあったからじゃないですか。そこら辺のお考えを聞きます。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、計上させていただきました内容につきましては、農業施設、それから町道、林道、それから河川というふうにございます。

道路系につきましては、洗掘でございます。今回、24時間最大雨量で百五、六十ミリ、積算しますともっとあるわけでございますけども、その雨の中で、舗装されていない町道もございますし、林道もございまして、そういった部分についての洗掘が発生をしたというものでございませぬ。基本的には、その洗掘を補修したいというのが主な内容でございませぬ。

それから、農業施設につきましては、堤外水路に土砂が入ってきた。それから、農業水路の取入口が埋まったり、それから、逆に掘れたり、そういった部分が発生をした。そういった部分に対して対応したいということで計上させていただいたものでございまして、俗に言われます過年災というものについては、基本的には含まれておりませぬ。

ただし、被災の部分といいますのは、道路の場合には、車道といいましょうか、その部分が持っていられないと、なかなか国の施設災害等々は認められないわけでございまして、ただ、足元がすくわれているという部分もございまして、そんな部分については、経年変化で雨が出るたんびになくなっていくという部分もございませぬ。そういったものもないことはございませぬけれども、基本的には、今回、発生をいたしました梅雨前線豪雨によりまして、洗掘等々が発生をしたり、また、土砂が混入したりというところを除去したい。それからまた、修繕したいというのが、この計上させていただいた予算の内容でございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 分かりました。

この工事以外に、多分、課長も把握されていると思うんですけど、町民からの要望等々含めて、まだまだ今から災害が起きた場合に、ここは崩れるんではないかとか、そういった箇所もあると思うんですけど、その辺は、これ以外に、この箇所以外に把握されていますか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 町道でない部分についても危険な箇所というのはございませぬし、もちろん町道についても危険な防災対策を行った箇所等もございませぬ。そういった部分を把握はしておりますけれども、すぐにとというのは、なかなか対策が取れないというのも現実でございまして、そういった部分もあるというのはお答えさせていただきたいと思ひます。

ただ、今後どういうふうに対策をしていくのかということ、なかなか難しい問題でありますし、それから、一番気にしています農業用水路等が傷んでおるところもあります。ただ、これも水が漏れて何とかならんのかというふうなこともあるんでございませぬが、こういう言葉を言うと非常に失礼ですけども、やっぱり災害復旧にかけられればきれいになるんですけども、なかなか

今の状況では、まだまだ修繕をしていただきながら使っていただくしかございませんというふう
に言う場所もございます。そういったところも、ところどころ見受けられておるとというのが現実
の問題でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 全般にわたるんですが、コロナ禍の関係で事業見直しというのが
随分出ておりますが、事業見直しの分で、総額でどのぐらいの予算が見直されたか、もし分かれば
お聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 参考資料のほうをお持ちでしたら御覧いただければと思いますけど
も、参考資料の34ページに、今回、感染症への対応を踏まえた事業見直しというタイトルで資
料をおつけしているところでございます。

先日の説明の中で幾らか触れさせていただきましたけれども、中ほどの二重線で囲んだ四角で
すが、事業見直しによる補正予算額ということで、総額で7,368万7,000円の減額という
ことであります。その下に一般会計と特別会計の影響額ということで、さらにその下に一般会計、
特別会計それぞれの明細、分けさせていただいて数字を記載をさせていただいております。

さらにその下、34ページの一番下ですけれども、主な見直し事業ということで、見ていただ
いたら分かりますとおおり、予定されていた事業、あるいは催物、そうした研修であったり、大会
であったり、そうしたものが中止、あるいは延期というような措置を取られておりますので、そ
の部分で減額をしているという、こういう状況でお読み取りをいただければというふうに思いま
す。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 32ページの先ほどの質問ありました災害復旧のことなんですが、
水路等々の大水が出て、すぐ水が引いて普通の状態に戻ってから確認するというので、時間か
かったりすると思うんですが、こういう災害が発生しているかどうかというのを町民の皆さんに
アナウンスして、災害復旧とかいうのを確認してくださいというようなこともされていますか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 具体的にアナウンスをしたかということになりますと、こちら
のほうからはアナウンスはしておりません。ただし、皆さん、水を管理されていますので、田ん
ぼに水が来ないということになると一大事ございまして、そういう部分については、瞬間に情
報が入ってまいります。

それから、もちろん我々としてもパトロールはしておりますけれども、こちらが、そのためにアナウンスをするということはございません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど申しましたように、水路が崩壊したら、即、水が切れると思うんです。

ただ、今、土砂等が埋まった場合には、4分の3ぐらい埋まったときじゃったら、かつがつか水が来よると思うんです。それが、水位が下がって1週間ぐらい、10日ぐらいして下がってから、ようやく気がつくこともあると思うんです。

その辺の、もう1週間で、この期間内で申請しないと駄目よとか、そういうことを、これが起因しているのなら、やはり1か月単位ぐらいで一応アナウンスしておいてあげて、皆さんに教えてもらうというのがいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおりに、水が出ているときには水が来るわけでもございまして、水が来なくなったというのは、やはり3日たったりとか、4日たったり、1週間たったりとかして落ち着いた状態。

それから、埋まっていなくても河床の状態が変わってしまって、平常時に戻ったら、全然水が来なかったとか、そういった部分もございまして、それについては、やはり地区地区それぞれの堤外水路とか、取り入れ方をやっておりますので、格差といいたいでしょうか、温度差といいたいでしょうか、スピード感といいたいでしょうか、タイムラグがございまして。

そういった部分につきましては、今、議員が言われましたとおりに、今回の雨で水等が来なくなっている部分につきましては、こちらのほうで柔軟性を持って対応できるように予算化をさせていただいたということでございます。

それから、後々になって、本当に後になって、実は、こうだったのだということも、実はございます。アナウンスについて、今後、考えてはいきたいとは思いますが、基本、やはり地元の方ができることはしていただくというのも一つの方法でございますし、こういった豪雨、それから警報が出た、そういった部分については、迅速に対応しなければならないということで対応させていただいておるということでございます。

そういった部分もお含み取りをいただきながら、今後、こちらとしても、そういうことが妥当であるということになる場合の雨であれば、やはり、そういったことも働きかけといいたいでしょうか、アナウンスしていく必要があるかなというふうに思っておりますけれども、これもずっと、

そういうことができるかといいますと、やはり、時々雨、それぞれの雨によって考えさせていただければというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 15ページの005、施設の解体撤去工事費ですが、152万9,000円の追加が出ていますけど、ここの集会所は、町有の土地ではなかったということで、その上物を撤去してほしいという地主さんの要求で解体したという説明でしたけど、こうやって高齢化が進んできて、しかも、集落のつながりが希薄にだんだんなっている時代に、集会所というのは、多分これからも、こういう事例は、地域で維持できないという事例が出てくると思うんです。そのときに、地主さんが撤去を要求するからという、それは私有の財産ですので、それは撤去しろと言えば撤去しなくてはならないんでしょうけど、町として、やっぱりこういうふうに活用したいんだということを明確に示して、ただ地主さんの要求だけではなくて活用できるような方策をできないかということで、今、集会所が建っている場所は、町有地でない集会所が何か所あるのかということ、まずお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） すみません、全体の資料を、今、持ち合わせておりませんので、現在、この予算に上がっております重則集会所の背景について補足させていただきます。

ここは、先ほど議員言われたように敷地が民有地でございまして、民有地を借りて集会所を建てた例でございます。この案件に限っていいますと、町としても単純にといいますか、地権者の意向は、もちろん最大限尊重しなければならないのですが、やはり解体撤去費という費用がかかりますので、売払いの公募や地権者との協議を行った結果、結果的に解体することになったという案件でございます。

別の案件でいいますと、公募して売払いが可能となった集会所もございまして、できるだけ解体撤去工事につながらないように、いろんな対策といいますか協議等、地権者とさせていただきたいとは思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 地主さんが返してほしいということなら、それは仕方がないわけですけど、例えば、その上物を売るときに、地主さんが、この土地を手放しても——どうしても必要だから撤去してくれって言われたんと思いますけど、多分そうじゃないところもあるはずなんです。ある程度の金額がまとまれば、それは手放してもいいということもあると思うんです。

なぜ、こういうことを言うかといいますと、これは、解体費用が結構かかっておるわけですよ。しかも、更地にしたら何にも活用できんわけです。だから、この撤去費用を、その土地の購入代

に充てても別におかしいことはないわけです。その辺のとこの方法を、そういう方法を取られたのかということを知っていますし、これからも、そういう事例が出てくるわけですので、そういうことも当然利用できるものをなくしてしまうというよりは、この解体費用を土地の購入代に充てるというようなことを考えておられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長、すみません。

○議長（安永 友行君） どうぞ。

○議員（10番 庭田 英明君） そうすれば、上物は町のもので、例えば、ここに定住したいという方がおれば、それはそれで、早くいいますとゼロ円入札とは言いませんけれども、1円入札でも私はいいと思っておるんです。

そうすると、土地代だけが購入者の負担になっていくということを考えれば、町の持ち出しはなくて済むわけですので、その辺のところの交渉も、私は、これから地主さんと必要だと思えますし、するべきだと思って、今、質問しております。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

これまで、この議場におきまして3つの事例を、たしかあったというふうに、今、記憶しております。

1つは、上福川集会所でございます。ここは、いろんな協議の結果、土地を売ってもいいということになりました。地権者が土地を手放してもいいということになりましたので、上物を、先月、公告して公売にかけました。金額でいいますと1,100円で引き取っていただけることになりました。土地については、その引き取る方が購入するというので、今、協議が進んでおります。

もう一つ、河津の集会所でございますが、ここも管理ができないということで話が来ております。現在の協議としては、地権者の方が引き取るということで協議を進めているところでございます。

今回の重則集会所におきましても、いろんなそういう手だてがないか、町の経費を少しでも抑える方法はないかと、いろんな検討をさせていただきましたが、この場合は、結果的に、こうなったということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 続いて、15ページなんですけど、002の一番最後のUIターンの補助金が出ていますけど、これも絡めて、今、こうやってコロナ禍で、どこの町村もUIターンフェアとか、いろいろなことを見送つとる状態だと思えますけど、その中で、吉賀町は、

どうしているのかということをお聞きしたいと思います。

例えば、ほかの町村で、実際に現場に出て、東京なら東京、大阪なら大阪で、そういう活動をするというものは自粛したところでも、オンラインを使って窓口を設けて、受入れの活動と言うちゃいけんですけれど、受入れ体制は整えているところもあるわけです。

それで、吉賀町は、その辺のところで、どういう活動をされとるのかということをお聞きします。せっかく、こうやって1泊2日から、6泊7日まで宿泊費が出とるわけですので、ただ、ここに予算を出しとるだけじゃ、多分、分からないと思いますので、どうやって、この補助金と絡めて、今、UIターンの募集をどのようなことでやられているのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回、予算に計上しました助成金につきましては、短期就業体験者の旅費と宿泊費用を島根県と町とで助成しようというものでございまして、先ほどありました1泊2日から6泊7日までしております。

このUIターン希望者への対応でございますが、現実的には8月いっぱいまで来町を御遠慮いただきたいということでアナウンスしておりました。この9月からは、来町されてもいいということで対応しております。9月に入りまして、記憶で申し上げて、たしか3組のUIターン希望者が来られて、相談員のほうに対応しております。

相談に当たっては、いろんなやり方があるかと思いますが、やはり、そのやり方については、いわゆるテレビ会議みたいなのが本当にいいのかどうか、やっぱり来ていただいて、現地を見ていただくのが一番いいんじゃないかということで、9月からは来町していただくようにはしております。ただ、電話やメールで事前情報は十分お知らせするようにしておりますので、その内容を決めてから来られるという方がほとんどでございます。

補足ですが、もう既に、来られた方の一組は、移住体験滞在施設、いわゆるお試し住宅に入ることが決定しておりますので、今後もUIターンの推進については積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この宿泊体験に限らず、UIターンの受入れということで聞いたわけなんですけど、今、課長の御答弁では、メールや電話という答弁がありましたけど、ほかにどうということUIターンの受入れの広報をされておるのかということをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 手法としましては、先ほど電話、メールという言葉を使わせてもらいましたが、直接連絡があった場合は、そのようにしているというところがございます。

コロナ感染症対策の関係で、積極的なイベントとか、UIターンフェアみたいなことは、今年度いっぱいイベント自体は行わないということで決定しておりますが、今、島根県とかと連動しながら、いわゆるオンラインフェアみたいなことを何とかできないかというところを模索しております。

通常は、吉賀町ホームページにリンクした「吉賀町でくらす」というところで、先ほどありました空き家等も含めまして紹介をしているところがございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 検討じゃ遅いんです。もうオンラインで既にやっとなら、島根県でもそういう町村があるわけですので、しっかり対応していくべきだと思います。本当に定住対策をやっていくというんでしたら、その辺のところにも、もう少し、忙しいのは忙しいでしょうけど、その辺のところにも気を配っていくべきだと思います。要望しておきます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 以前、詳細説明があったかもしれませんが、4ページの第4表の債務負担行為についてなんですが、健康増進施設の次年度の話ですが、2億3,578万円という詳細です。内訳っていうのは分かりますか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

全員協議会の資料をお持ちでしたら、開いていただきたいと思います。

吉賀町健康増進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら改修工事についてということで、この3ページに概略を掲載しております。

読み上げますと、設計費、設備工事費。設備工事費のうち、空調、換気、照明、給湯、BEMS、複層ガラス、太陽光発電の内訳を計上しておりますので、御確認いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 全協の資料を持ってきておりませんが、設計上とか、いろいろなので空調であったり、LEDに替えるという記憶はあるんですけども、いわゆる今後及んで、設立してから20年経過しとる中で、温泉の心臓部っていうのはボイラーじゃないかと思うんですが、その辺のところは、今回、入っていないわけですね。傷んでいないからって言えば、

それまででしょうが。

去年でしたか、全員で視察か何かに行ったときに、かなり老朽化して傷んでいるような様子もありましたが、それもこれもさておいて、唯一の集客施設であるからということであれなんですけれども、将来的に考えたときに、果たして、そのものが町にとって将来的に負担がどんどん大きくなるというのは、当然コンサル入れて、いろんな指標とか説明がありましたけれども、将来的に、これを町の持ちものとして年次を決めて指定管理に出すという方法っていうのは、今後、総括して全体的なものを見ますと、取りあえず医療の問題のことも、病院の問題がありますから、そういうことを考えて、自主財源っていうのは5億円幾らしかないのが、滞納が1億円もあるというような状況の中で、他力本願的に交付税にほとんど頼つとるような情勢の中で、今後も債務負担をしてまでやらなきゃ運営ができない、老朽化して壊れていくという、こういう繰り返しだろーと思います、ここで、やはりその辺の概念といいますか、その辺をきちっと決めてかかって、譲渡するとか、無償貸与、あげるとか、そういう方向でも抜本的に考えていかないと、幾らでも湯水の如くお金が出るんじゃないかなという気がするんですが、町長の考え方です。

それは、今後の将来的な見通しです。今の2億円云々じゃなしに、2億円何がしても、いろんな有利な何とかがもらえるというような説明もあったような気がします、いずれにしても負担が増えていくような気がするんです。その辺で、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 折に触れ何回も申し上げているとおりでございます。繰り返しになるかも分かりませんが、特に、この施設に限っていえば、こうした手法で、まずは課題となっております冷媒のことがありますから、空調を、まずどうにかしなければならないということがございました。

これを、担当課のほうで、いろいろ検討しながら、私の記憶では、恐らく、もう足かけでも大方3年ぐらいかけて、この財源をやっと見つけてきた。しかも、全協のときにお話ししたと思いますが、今回、このZEBの事業で採択を受ける予定でございますが、この内容で予算を確保して申請をすればオーケーですよというような、今、内々示といいますか、そうした状況なんですけど、全国で3か所の中に、今回、入ることができたということです。

環境省の財源でございまして、総事業費は2億5,000万円ということで御説明をさせていただいて、そのうちに国庫があり、そして、あと起債等もあるということでございますので、そうはいいながら単年度ではできない事業でございますから、お話がありましたように債務負担の議決をいただきたいということで、令和3年度のところで2億3,500万円余のお願いをさせていただいたということでございます。

抜本的に、温泉施設ですから、やはり給水の部分が気になるのは気になります。ですから、現

状ということで申し上げますと、前も議会のほうにも現場を見ていただきましたけど、その前段で、こうした事業がまずできるような状態でございますので、今回、こうしたことで決断をさせていただきましたが、いずれ2000年ですから平成12年、ちょうど今20年目の年になりました。特に温浴施設というのは、そうした配管のところが非常に気になるところで、言われましたように心臓部だろうと思いますから、そうしたところについては、抜本的なところが、そうした時期が来るんだろうと思います。

そういったしますと、また経費もかかるということは、当然、見て取れるわけでございますが、これは総体的に公共施設、ここだけに限らず、指定管理、直営のところも含めて、そうしたことをやっぱり考えていかなければならないということですから、これは、この施設に限定ということではなくて、全体的に総合管理計画の中で、そうしたありようを見極めていくという大きな仕事があるということを申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今のに関連してですが、私は、20年たった温泉施設を、いかに有利な資金があったとはいえ、持論といえば持論なんですけど、今の時代に合った——温泉施設の部分だけです——これを新しくやり替えておくべきだと思っております。

十何億円とか何とか言いましたけど、それを宿泊施設なり何なりを勘案した再調達価格であつて、温泉部分に限ったら、そんなには要らない。しかも、施設が新しくなって、指定管理者も安心して指定管理を受けられる、そういう施設に作り替えておくべきだというのを持論として申し上げておるわけですけど、町は、この施設は、手直しをしながら、こうやって今のまんま現状をリフォームしながら使うんだという考えでよろしいんですか。

ゆ・ら・らに直に聞くわけにいきませんので、やくろに聞いたわけなんですけど、大体、集客のざっと勘案して6割から7割の人が町外の方だそうであります。

ですから、交流人口から考えると、必要でない施設ということは私は考えておりません。ただ、先ほどから言いますように、余計なことかも分かりませんが、病院の問題はありますし、いろいろなこれから財政の規模が縮小していく中で、果たして、これをリフォームしながら古い施設を使うのが本当に賢いやり方なのかということを聞いとるわけであります。町の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 現在、置かれている環境であつたり状況でいうと、こうした対応が最適であろうと。先ほど申し上げましたように、温泉自体の本体というか心臓部分といいますか、給水の配管の部分ということではなくて、その前段で整備をしなければならない空調のことがありましたので、これは、それに限定をしてということ。

ただ、そのメニューの中でも、環境省のZEBの事業の中で、ほかのことも幾らかプラスアルファでできる事業があるということですから、せっかくの財源だということで、こうしたことを決定をさせていただいたということでございます。

このゆ・ら・らに限らず、温浴施設は、もう1施設あるわけでございますが、これも含めてでございますけど、やはり、この施設をいかようにしていくかというところについては、現在もそうだと思いますけど、現状も使える状況の中にあつては、どうにかその財源は本当に必要ではございますが、運営を町としてはやっていきたい。指定管理のほうへお願いをさせていただいてやっていきたいという思いでございます。

気になるのは、どのぐらいもつかという言葉が適切かどうか分かりませんが、そこは見極めながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。現状の中においては、今回のこうした策を取るのが適切ではないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 一般会計ですので、質疑は、まだあるかと思しますので、ここで10分間休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時20分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号の一般会計補正予算の質疑が残っておりますので、これより質疑を再開します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第14、議案第72号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第15. 発議第6号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第15、発議第6号新型コロナウイルス感染症による医療・介護・障がい者福祉機関等を経営破綻させない対策を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、総務常任委員会に付託してありますので、常任委員会委員長の報告を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、総務常任委員会より報告いたします。

令和2年9月14日、吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長中田元。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第6号、件名、新型コロナウイルス感染症による医療・介護・障がい者福祉機関等を経営破綻させない対策を求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和2年9月14日。

3、審査結果、可決（賛成多数）と決した。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの委員長報告に対して、委員長に対し質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 委員長にお聞きします。

先般も医療支援として1兆6,000万円の予備費が出されました。計上されました。その前も結構な額が出とるわけですけど、この中で、1、2、3、4、5が記載されていますけど、既に手当てがされた部分、あるいは今進行中の部分、その辺のところを精査されましたか。

○議長（安永 友行君） 5番、中田委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 今、庭田議員のほうからございましたが、1兆6,000万円、予備費計上等については、検証はしておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、発議第6号新型コロナウイルス感染症による医療・介護・障がい者福祉機関等を経営破綻させない対策を求める意見書(案)を採決します。この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(安永 友行君) 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16. 陳情第3号

○議長(安永 友行君) 日程第16、陳情第3号「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書を議題とします。

本案についても、総務常任委員会の報告を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長(中田 元君) 報告いたします。

令和2年9月14日、吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長中田元。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第116号、陳情第3号、件名、「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書。

2、審査年月日、令和2年9月14日。

3、審査結果、採択(賛成多数)と決しました。

以上です。

○議長(安永 友行君) それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

10番、庭田議員。

○議員(10番 庭田 英明君) 国のほうでは、審議会の意見ですけど、最終的に20人という数字も出ているような状況の中で、この陳情書を見ますと、その数字的なものは出ていないわけですけど、その辺のところを陳情者にお聞きしたかどうかというのを確認しておきたいと思えます。

○議長(安永 友行君) 5番、中田委員長。

○総務常任委員長(中田 元君) 人数については、確認をしております。

○議長(安永 友行君) ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) それでは、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、陳情第3号「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、この陳情は採択とすることに決定をされました。

日程第17、陳情第4号

○議長（安永 友行君） 日程第17、陳情第4号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出することを求める陳情を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 続いて、報告いたします。

令和2年9月14日、吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長中田元。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号第117号、陳情第4号、件名、「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出することを求める陳情。

2、審査年月日、令和2年9月14日。

3、審査結果、採択（全員賛成）と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありますか。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 島根県では「35人」のところを「38人」にすること示されておりましたが、このコロナを受けて、その方針に変更があったのかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 県のほうに特別確認はしておりませんが、教育委員会より、このことについて説明を受けております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 教育委員会から説明を受けたということでしたが、教育委員会は、その辺のところを確認しとるかどうかということを確認されましたか。

○議長（安永 友行君） 5番、中田委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 教育委員会より、少人数学級編制の状況の書類等を頂きまして、このことについて説明を受けております。これは少人数学級編制の状況ということで説明を受けておりますので、間違いないと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、陳情第4号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出することを求める陳情を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、この陳情は採択することに決定をされました。

なお、皆様におつなぎをしておきます。陳情第3号並びに4号については、所定の手続がまだ済んでおりませんので、最終日に意見書を皆様にお諮りをいたします。陳情でございますので、そういう手続にします。

日程第18. 請願第3号の取り下げについて

○議長（安永 友行君） それでは、日程第18、請願第3号の取り下げについてを議題とします。

このたびお手元に配付したとおり、請願第3号沢田中原住宅団地コミュニティホールの建築に関する請願の取り下げの申出書が提出されておりますので、ここで皆様にお諮りをします。本件

は、申出のとおり、取り下げることには御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、日程第18、請願第3号の取り下げについては、申出のとおり、取り下げることには決定をいたしました。

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれで散会をいたします。御苦勞でございました。

午前11時37分散会
